

# M. S. S マスダサッカースクール 規約

## 第1条 (名称)

本スクールの名称は「M. S. S (マスダサッカースクール)」とする。

## 第2条 (目的)

- 1 本スクールはサッカーを通じて、楽しさや運動能力向上、仲間と共にサッカーを楽しみながらもお互いを高め合い向上心を養います。また、コミュニケーション能力向上や自己主張・尊重・協調性・努力を獲得することを目的としています。
- 2 青少年の健全な育成を図るとともに、サッカーを通して地域社会との交流、地域サッカーの振興、技術力の向上に寄与します。

## 第3条 (入会資格)

- 1 所定の入会書に記入のうえ申し込み、入会許可を受けること。
- 2 スクールの活動に適応できる健康状態であること。
- 3 スクールの対象学年は幼稚園～小6とする。

## 第4条 (年会費及び月謝)

会員は、次に定める年会費及び月謝を納入しなければなりません。

- (1) 年会費 入会申込時に納入していただきます。その後1年ごと更新月(4月)のスクール会費と一緒に納入していただきます。(年会費は入会月によって、残りの月数に応じて異なります)
- (2) 月謝 本スクールへの参加者は別に定められた月謝を納入しなければなりません。月謝は当月10日までに納入するものとします。

## 第5条 (退会)

退会の場合はその旨を申し出て、退会届けを記入後、その許可を受けるものとします。ただし、年会費は原則として返還いたしません。

## 第6条 (免責事項)

参加者は、本スクールにおける盗難、傷害、車送迎中、その他の事故について本スクールに対して、何らかの賠償請求をすることはできず、本スクールも一切の賠償を行わないものとします。

## 第7条 (規約の改正)

本スクールは必要に応じ、随時本規約を改正できるものとし、本規約にない事項について細則を定めることができます。

## 第8条 (個人情報)

- 1 本スクールへの参加同意申込書に記載された個人情報は、本スクールの運営・活動に必要な範囲に限り利用できるものとします。
- 2 本スクール活動中にコーチ育成・指導用としてビデオ撮影をする事があります。
- 3 本スクール活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本スクールに帰属するものとし、この記録物はM. S. S(マスダサッカースクール)のホームページやその他媒体、資料などに使用されることに対し同意を得たものとします。

## 第9条 (施行) 本規約は、平成23年4月1日から施行する。